

企業向け賠償責任保険（国内リスク）

事故発生時の 解決援助

サービスのご案内

万一の事故が発生した際は、親身な解決援助サービスにより、スムーズな紛争解決をサポートいたします。

事故発生から解決までの流れ

01 事故の受付



事故の状況や被害の内容を丁寧にヒアリングし、事故の対応についてのアドバイス、補償の内容、必要書類をご案内します。

02 被害状況の調査



お客さまのご希望に応じて、弊社から被害者に直接ご連絡をして、被害者との間で被害状況の聞き取りや立会確認などをさせていただきます。

03 保険金の額の算定



契約内容と被害状況に基づき、お支払い可能な保険金の額を算出します。

04 被害者に対する、保険金の額の提示と意向確認



お客さまのご希望に応じて、算定した保険金の額およびその根拠について、弊社から被害者にご説明させていただきます。また、お客さまから被害者への情報の伝達や書類の送付をお手伝いさせていただき、お客さまの心理的・時間的な負担を軽減します。

05 示談書の作成・締結のサポート



示談書 / 免責証書のひな形を参考資料として提供させていただきます。また、お客さまの指示に基づき、そのひな形の入力事務をお手伝いさせていただきます。

06 解決（保険金のお支払い）



保険金をお支払いします。また、お支払い金額、お支払い先などをお客さまに書面でご案内します。

示談交渉について

法律上、示談交渉（被害者との交渉そのもの）を代行することはできませんが、保険会社として可能な範囲で被保険者の紛争解決をサポートします。

AIG損保は、 代理店や営業社員とともに、 お客さまをサポートいたします。

AIG損保の代理店や営業社員は、高い専門性を持ち、単に保険商品を提案するだけでなく、潜在的なリスクを発見し、様々な方面からリスク分析を行うことで、“万一の事故を防ぐコンサルティング”から“万一の事故を解決するためのアドバイス”までお客さまに提供いたします。また、賠償事故の解決にあたっては、代理店や営業社員とAIG損保の損害サービス部門が協力し、年間4万件を超える企業賠償保険の事故解決をサポートしている実績があります。お客さま、代理店や営業社員そして損害サービスのネットワークで、一つの事故を解決していくことが、AIG損保の強みです。



解決援助サービスは、被保険者からご希望があり、被害者にご了解いただける場合に、
できる限りスムーズに紛争が解決できるよう、サポートさせていただくものです。

※事案の内容と性質に鑑みて、サービスをご提供できない場合もあります。

- 1 示談の主体は被保険者です。保険会社として法律上可能な範囲で、被保険者の紛争解決をサポートします。
- 2 保険金のお支払い対象となる事案が、解決援助サービスの対象となります。ただし、解決援助サービスをご提供した場合でも、それをもって、保険金のお支払いを確約するものではありません。
- 3 法的な考察が必要な事案等については、弁護士への委任をお勧めすることがあります(この場合の弁護士費用は、基本補償※に含まれる争訟費用で補償される場合があります)。

※詳細につきましては、ご契約内容をご確認ください。



AIGグループ(ニューヨーク証券取引所銘柄:AIG)は、世界の保険業界のリーダーであり、200以上の国や地域で、法人および個人のお客さまの資産を守り、リスクマネジメントをサポートするための保険ソリューションをAIGの事業、免許・認可およびその協力パートナーを通じて提供しています。

AIG損保 公式YouTubeチャンネルでは、
以下の動画を視聴いただけます。

**AIG損保の
解決援助サービス**



- このチラシは解決援助サービスの概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

TEL: 03-6848-8500 (大代表)

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

お問い合わせは

有限会社 クロハ・エージェンシー

〒151-0073 東京都渋谷区笹塚 1-61-15

日神パレスステージ笹塚第Ⅱ 409号

TEL:03-3299-9683 FAX:03-3299-9692



<https://www.aig.co.jp/sonpo>